

○国家公安委員会規則第四号

警備業法（昭和四十七年法律第二百七十九号）第十八条、第二十三条第六項及び第二十八条の規定に基づき、
警備員等の検定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年八月三十日

国家公安委員会委員長 山本 順三

警備員等の検定等に関する規則の一部を改正する規則

警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定の定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

(特定の種別の警備業務の実施基準)

第二条 警備業者は、前条各号に掲げる警備業務を行うときは、次の表の上欄に掲げる種別に応じ、同表の中欄に掲げる警備員を、同表の下欄に掲げる人数を配置して、当該種別に係る警備業務を実施させなければならない。

一 空港保安警備 業務	種別
1 空港保安警備 業務に係る第四 条に規定する一 級の検定に係る 法第二十三条第 四項の合格證明 書（以下「合格 證明書」という 。）の交付を受 けている警備員 (以下「一級檢 定合格警備員」 といふ。）	警備員
空港保安警備業務を行 う場所ごとに、一人	人数

改 正 前

(特定の種別の警備業務の実施基準)
第二条 「同上」

一 空港保安警備 業務	種別
1 空港保安警備 業務に係る第四 条に規定する一 級の検定に係る 法第二十三条第 四項の合格證明 書（以下「合格 證明書」という 。）の交付を受 けている警備員 (以下「一級檢 定合格警備員」 といふ。）	警備員
空港保安警備業務を行 う場所ごとに、一人	人数

<p>備考</p> <p>一 この表の一の項の1の下欄の空港保安警備業務を行う場所の範囲を特定するに当たっては、手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に用いられる金属探知機、エクス線透視装置その他</p>	<p>〔略〕</p>	<p>2 雜踏警備業務 に係る一級検定 合格警備員又は 二級検定合格警 備員</p> <p>雑踏警備業務を行う場所 ごと（当該雑踏警備業務 の実施の適正の確保上當 該場所が二以上の区域に 区分される場合には、そ れらの区域ごとに、一 人以上</p>	
---	------------	--	--

<p>〔加える。〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>2 雜踏警備業務 に係る一級検定 合格警備員又は 二級検定合格警 備員</p> <p>雑踏警備業務を行う場所 ごと（当該場所の広さ、 当該場所において予想さ れる雑踏の状況、当該雜 踏警備業務に従事する警 備員の人数及び配置の状 況その他の事情により當 該雜踏警備業務の実施の 適正の確保上當該場所が 二以上の区域に区分され る場合には、それらの区 域ごとに、一人以上</p>	<p>上の区域に区分される場 合に限る。）ごとに、一 人</p>
---------------	-------------	---	--

の機械器具（以下「手荷物等検査用機械器具」という。）の性能、情報通信技術の利用の状況その他の事情を勘案するものとする。

二 この表の四の項の1及び2の下欄の区域を特定するに当たっては、雑踏警備業務を行う場所の広さ、当該場所において予想される雑踏の状況、当該雑踏警備業務に従事する警備員の人数及び配置の状況、情報通信技術の利用の状況その他の事情を勘案するものとする。

（講習会の実施基準）

第十七条 【略】

【一〇四 略】

【号を削る。】

五〇十四

【略】

別表第一（第六条関係）

備業務 空港保安警	種別
試験 学科	区分 試験
手荷物等検査に関する 1 手荷物等検査用機械	科 目 判 定 の 基 準
【略】	【略】

（講習会の実施基準）

第十七条 【同上】

【一〇四 同上】

五| 学科講習の受講者の数は講師一人につき四十人以下とし、実技講習の受講者の数は講師一人につき十人以下とすること。

六〇十五

【同上】

【一号ずつ繰り上げる。】

別表第一（第六条関係）

備業務 空港保安警	種別
試験 学科	区分 試験
手荷物その他の航 1 金属探知機、エヅク	科 目 判 定 の 基 準
【同上】	【同上】

する」と。

器具の構造、作動原理及び機能に関する高度に専門的な知識を有すること。

空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。

ス線透視装置その他の手荷物等検査に用いられる機械器具（以下「手荷物等検査用機械器具」という。）の構造、作動原理及び機能に関する高度に専門的な知識を有すること。

備考 表中の「」の記載は注記である。

〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔2～5 略〕
-----	-----	-----	---------

〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔2～5 同上〕
------	------	------	----------

附 則

この規則は、
公布の日から施行する。